

〔倭訓栞中編二十六〕もつさう 盛相とかけり、飯をもりて人に別つの器なり、叢林語なり、

〔雍州府志土産〕飯鉢略 倭俗量飯之器謂物相或一合或二合或三合隨用而有之、相木形之謂也、

〔牢獄秘錄〕大牢貳間牢入牢者之事

一牢内之者へ食事之儀、牢屋臺所を相廻ル事也、張番之懸モツソウ物曲物のまい抜かずに入人數

だけ遣ス、又汁ハ手桶ニ入、モツソウ曲物の少し小キ是を汁モツを付て遣ス、

〔運歩色葉集免〕面桶

〔倭訓栞中編二十六〕めんつう 面桶の音、假面の器なり、卑俗に飯器をいふも轉用なるべし、

〔類聚名物考調度十三〕めんつ めんつうとも云ふ

此物古へに聞えず、應仁の比よりは有りしにや、その比書しものにも見ゆ、今も茶人なども用る

物なり、俗には乞食の持物とのみ思ふは僻事なり、七鉢の類にて、打かぶせの物にて、饌供かれひ

など入る物なり、

〔雍州府志土産〕面桶片口略 面桶或稱覆、面桶元一人所服食之飯盛此一器、摺遠方爲行厨、五人

十人隨人之多少、就一人面而與一器、依之號面桶

〔書言字考節用集七〕辨當本名

〔倭訓栞中編二十三〕べんたう 辨當とかけり、行厨をいふなり、昔はなし、信長公安土に來て始て

視とぞ、略茶辨當は水火爐といへり、

〔俚言集覽知〕茶辨當 五松館筆語、周益公玉堂雜記、翰林學士、禁門内許以茶鏝擔子自隨、與執政等、

茶鏝擔子、茶辨當なり、今國司の候にあらざれば、地廻の供に茶辨當を持ことを許されざるに似

たり、

面桶

辨當